

沿岸広域振興局長告示第61号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のおり届出があった。

平成24年8月21日

沿岸広域振興局長 齋藤 淳夫

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371000100	有限会社 ツカサ介護サービス	ツカサ介護サービス陸前高田センター	陸前高田市高田町字館の沖142番地1	平成24年8月31日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371000100	有限会社 ツカサ介護サービス	ツカサ介護サービス陸前高田センター	陸前高田市高田町字館の沖142番地1	平成24年8月31日